

女性活躍推進法に基づく「男女賃金の差異」の公表

区分	男女賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	52.3%
正社員	88.5%
パート	81.9%

- ・ 対象期間：2025.4.1～2026.3.31
- ・ 正社員：社外の出向者を除く
- ・ パート：契約社員、アルバイト、パートが該当
- ・ 賃金：通勤手当を除く

公表日 2026年4月14日